

JGAP

ジェイギャップ

(Japan Good Agricultural Practice)

団体事務局用

2012年11月1日より有効

団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン(穀物)

穀物のJGAP団体審査・認証における残留農薬検査は『JGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物 2012』の管理点5.6.2「残留農薬検査の計画を立てている」において、農場の選定方法について以下のガイドラインが追加で適用されます。

1. 原則

JGAPにおける残留農薬検査は、農場が適切な農薬使用を実施できているかを検証することが目的であり、製品ロットの合否を目的とした製品検査ではない。従って、その目的からして、複数の農場の農産物を混ぜたサンプルを検体とする事は禁止する。

選定された農場に対しては、管理点5.6.2の条件を満たす農薬成分・収穫時期・場所の農産物を特定したものを検体としてサンプリングすること。

2. 対象となる農場

団体を構成している農場全てをサンプリングの候補としていること。

3. 農場の選定方法

残留農薬に関し、リスクの高い農場から優先して最低1農場を選定すること。該当する農場がない場合には、無作為に最低1農場を選定すること。選定にあたっては、あらかじめ順番を決めることや、検査対象となる農場に対して農薬使用前に検査対象であることを通知することが無いようにする。尚、リスクの高い農場の条件には、例えば以下があり得る。(順不同)

- a. ドリフトが判明しているが、刈り捨てず収穫を予定している農場
- b. 過去1年間に、農薬使用方法が適切でないことを団体及び審査・認証機関または内部監査によって指摘された農場
- c. 新しく団体に加入した農場、新しく圃場を増やした農場
- d. 過去1年間に、農薬使用責任者が変更になった農場
- e. これまで残留農薬検査を一度も実施していない農場
- f. 土壌残留農薬のリスクがある圃場(例 過去農薬を埋めた など)
- g. 前作終了から期間を開けずに栽培する圃場